

## 1 濃厚接触者の取扱い等

- ・濃厚接触者の待機期間は原則5日間（6日目に解除）。
- ・2日目と3日目の2回、抗原定性検査で陰性を確認できれば、3日目の陰性確認後から待機解除可能であり、解除の判断は保健所に確認不要。
- ・待機期間短縮のための検査費用は、事業主負担。
- ・濃厚接触者となった場合、待機期間解除後も7日間を経過するまでは、自身による健康観察、外出時のマスク着用、高齢者など重症化リスクの高い方との不要不急の訪問等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食は避けるなどの感染対策を徹底すること。
- ・一般事業所については、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、原則として濃厚接触者の特定等は行っていない。
- ・同居などの場合を除いて、感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はない。

### 【参考】

	感染者と最後に接触した日からの日数（最終接触日は0日）		
	0～2日	3～5日	6日～
医療、介護、保育等の従事者	待機解除（条件付） 毎日の検査で陰性確認	待機解除（条件付） 2,3日目の抗原定性検査で陰性確認	待機解除
その他	待機		

## 2 陰性証明について

国が定めた基準を満たして療養を終了した方（濃厚接触者にあつては最終接触日から5日間を経過した方）の、**職場復帰に当たっての陰性証明は不要です。**

保健所において、職場復帰に際しての検査や陰性証明の発行は行っておりません。

また、医療機関に検査や証明を求めることも医療機関の業務負担になっております。

**職場復帰に当たり、従業員に検査や陰性証明を求めることのないようお願いします。**

## 3 関係資料

- ・チラシ「もしもあなたがコロナになったら」
- ・チラシ「もしもあなたが濃厚接触者になったら」
- ・チラシ「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」